助成金交付申請書（様式第１号）

西暦　　　年　　月　　日

（宛先）瀬戸内・松山ツーリズム推進会議会長　様

　　　　　　　　　　　申請者　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

（旅行業法第３条の登録番号等：観光庁長官登録旅行業　第　号）

旅行商品造成助成金交付申請書

　　瀬戸内・松山ツーリズム推進会議旅行商品造成助成金交付要領第７条第１項の規定により、次のとおり助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 旅行商品の名称 |  |
| 旅行商品設定期間 | 年　　月　　日　　～　　　年　　月　　日（　　ヶ月） |
| 助成金対象期間（該当するものに○） | 西暦　　　　年度　（　上期　・　下期　） |
| 広報媒体（該当するものに○）（見本orコピーの添付要） | パンフレット　 | 発行部数（　　　　　　　　　） | 配布場所（　　　　　　　　　　） |
| ウェブサイト　　　 | ＵＲＬ（　　　　　　　　　） | 公開(予定）期間（　　　　　　　） |
| その他　 | （…　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 旅行企画内容 | 添付　旅行企画書のとおり |
| 送客実績額（見込） | 松山市宿泊　（　　　人　　　泊）×５００円＝（　　　　　　　）円（※上限　400名泊　200,000円） |
| 大規模送客加算（見込） | 合計人泊数 | 該当に〇 | 加算金額 |
| ４００人泊超 ～ ６００人泊以下 |  | ３０，０００円 |
| ６００人泊超 ～ １，０００人泊以下 |  | ５０，０００円 |
| １，０００人泊超～ |  | １００，０００円 |
| 松山・広島連泊加算 | 有　・　無（加算額30,000円） |
| 航路加算の有無 | 有　・　無（加算額25,000円） | ＪＲ加算の有無 | 有　・　無（加算額25,000円） |
| 近隣県加算の有無 | 有　・　無（加算額20,000円） | 地域周遊加算の有無 | 有　・　無（加算額20,000円） |
| テーマ加算の有無 | 有（女子旅・ファミリー旅行） | 瀬戸内・松山地域のみの内容（加算額80,000円）　瀬戸内・松山地域以外が含まれる（加算額30,000円） | 無 |
| 助成金申請額 | 　　　　　　　　　　　　円 |
| 担当窓口 | 担当者部署　　　　　　　　　　　肩書・氏名電話番号：　　　　　　　　　　　E-mail： |

助成金交付決定通知書（様式第２号）

西暦　　　年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　　瀬戸内・松山ツーリズム推進会議

会長　　　　　　　　　　印

助成金交付決定通知書

　西暦　　　年　　月　　日付で申請のあった助成金の交付について、瀬戸内・松山ツーリズム推進会議旅行商品造成助成金交付要領第８条の規定により、その交付を下記のとおり決定したので通知します。

記

１　助成金の額　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　内訳

　　　　　　（１）送客実績額(見込)　　　　　　　　　　　　円

（　　　　人泊　×　５００円　※上限４００人泊２０万円）

　　　　　　（２）大規模送客加算額　　　　　　　　　　　　円

（３）松山・広島連泊加算額　　　　　　　　　　円

（４）航路加算額　　　　　　　　　　　　　　　円

（５）ＪＲ加算額　　　　　　　　　　　　　　　円

（６）近隣県加算額　　　　　　　　　　　　　　円

（７）地域周遊加算額　　　　　　　　　　　　　円

（８）テーマ加算額　　　　　　　　　　　　　　円

２　助成対象旅行商品名

３　交付条件

　　　（１）　次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長の承認または指示を受けなければなりません。

　　　　　　ア　申請書に記載された内容を変更するとき。

　　　　　　イ　助成事業を中止し、または廃止するとき。

　　　　　　ウ　予定の期限内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったとき。

　　　（２）　助成を決定した旅行商品の設定期間終了後３０日以内に、助成事業実績報告書（様式第５号）に関係書類を添えて提出してください。

　　　（３）　会長が必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、または助成事業の執行状況について実地検査を行う場合があります。

（４）　瀬戸内・松山ツーリズム推進会議旅行商品造成助成金交付要領に違反した場合は、交付の決定を取消し、助成金の返還を求めます。

助成事業変更（中止）承認申請書（様式第３号）

西暦　　　年　　月　　日

（宛先）瀬戸内・松山ツーリズム推進会議会長　様

　　　　　　　　　　　申請者　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

（旅行業法第３条の登録番号等：観光庁長官登録旅行業　第　号）

助成事業変更（中止）承認申請書

　　西暦　　　年　　月　　日付で交付決定通知のあった助成事業について、次のとおり変更（中止）したいので、瀬戸内・松山ツーリズム推進会議旅行商品造成助成金交付要領第９条第１項の規定により、その承認を申請します。

記

１　変更（中止）の内容

２　変更（中止）の理由

３　助成金交付変更額

　　　　既交付決定額（Ａ）　　　　金　　　　　　　　　　円

　　　　変更承認申請額（Ｂ）　　　　金　　　　　　　　　　円

　　　　差引増減額（Ｂ－Ａ）　　金　　　　　　　　　　円

４　変更事業内容　　添付　旅行企画書のとおり

助成事業変更（中止）承認書（様式４号）

西暦　　　年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　　瀬戸内・松山ツーリズム推進会議

会長　　　　　　　　　　印

助成事業変更（中止）承認書

　西暦　　　年　　月　　日付で申請のあった助成金交付の変更（中止）については、瀬戸内・松山ツーリズム推進会議旅行商品造成助成金交付要領第９条第２項の規定により、次のとおり承認します。

記

１　西暦　　　年　　月　　日付で申請のあった助成事業変更（中止）承認申請書記載のとおり。

２　交付予定額

　　　　既交付決定額（Ａ）　　　　金　　　　　　　　　　円

　　　　変更承認申請額（Ｂ）　　　　金　　　　　　　　　　円

　　　　差引増減額（Ｂ－Ａ）　　金　　　　　　　　　　円

３　交付条件

　　　（１）　次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長の承認または指示を受けなければなりません。

　　　　　　ア　申請書に記載された内容を変更するとき。

　　　　　　イ　助成事業を中止し、または廃止するとき。

　　　　　　ウ　予定の期限内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったとき。

　　　（２）　助成を決定した旅行商品の設定期間終了後３０日以内に、助成事業実績報告書（様式第５号）に関係書類を添えて提出してください。

　　　（３）　会長が必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、または助成事業の執行状況について実地検査を行う場合があります。

（４）　瀬戸内・松山ツーリズム推進会議旅行商品造成助成金交付要領に違反した場合は、交付の決定を取消し、助成金の返還を求めます。